



# 金 沢 市 公 報

号外第9号の6

平成28年(2016年)3月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●規 則

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1

ページ

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 2

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に改め、同表エの表中

62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64

を

61
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63

に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）の施行の日（平成28年3月25日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ●金沢市規則第9号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第6条関係)

期間の区分	職員の区分		
	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	307,800	50,500	30,300
1年以上2年未満	307,800	50,500	30,300
2年以上3年未満	307,800	50,500	30,300
3年以上4年未満	307,800	50,500	30,300
4年以上5年未満	307,800	50,500	30,300
5年以上6年未満	307,800	50,500	28,300
6年以上7年未満	307,800	48,700	26,300
7年以上8年未満	307,800	46,900	24,200
8年以上9年未満	307,800	45,100	22,200
9年以上10年未満	307,800	43,300	20,200
10年以上11年未満	307,800	41,500	17,200
11年以上12年未満	307,800	39,700	14,100
12年以上13年未満	307,800	37,900	11,100
13年以上14年未満	307,800	36,100	8,100
14年以上15年未満	307,800	34,700	5,100
15年以上16年未満	307,800	33,300	
16年以上17年未満	304,500	31,900	
17年以上18年未満	301,200	30,500	
18年以上19年未満	297,900	29,100	
19年以上20年未満	294,600	27,700	
20年以上21年未満	291,300	26,300	
21年以上22年未満	277,500	25,700	
22年以上23年未満	263,500	25,100	
23年以上24年未満	250,000	24,100	
24年以上25年未満	236,100	23,500	
25年以上26年未満	222,400	22,900	
26年以上27年未満	204,800	22,300	
27年以上28年未満	187,700	21,700	
28年以上29年未満	170,400	20,900	
29年以上30年未満	152,800	20,600	
30年以上31年未満	134,800	20,200	
31年以上32年未満	116,500	19,600	
32年以上33年未満	98,600	18,700	
33年以上34年未満	72,600	17,800	
34年以上35年未満	48,300	17,100	

## 附 則

この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第2号）の施行の日（平成28年3月25日）から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成28年(2016年)3月24日 印刷  
平成28年(2016年)3月24日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄